

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和6年8月20日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

南区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和6年9月24日から同年10月31日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所： 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
9月24日(火)	午前10時～午後2時00分	唐橋小学校
9月25日(水)	午前10時～午後2時30分	上鳥羽小学校
9月26日(木)	午前10時～午後2時30分	九条中学校
9月27日(金)	午前10時～午後2時30分	吉祥院小学校
9月30日(月)	午前10時～午後2時00分	大藪小学校
10月1日(火)	午前10時～午後2時00分	南大内小学校
10月2日(水)	午前10時～午後2時00分	元 陶化小学校
10月3日(木)	午前10時～午後2時00分	元 山王小学校
10月4日(金)	午前10時～午後2時00分	元 東和小学校